

(第1回) 契約変更の内容

契 約 変 更 年 月 日	令和 7 年 2 月 4 日
契 約 業 者 名	R 6 ・ R 7 関東MC管内橋梁（溝橋）診断業務国際航業・東洋設計設計共同体 代表者 国際航業株式会社埼玉支店
契 約 業 者 の 住 所	埼玉県さいたま市大宮区下町 2 - 1 - 1
業 務 の 名 称	R 6 ・ R 7 関東MC管内橋梁（溝橋）診断業務
業 務 場 所	関東地方整備局管内
業 種 区 分	土木関係建設コンサルタント業務
業 務 概 要 (変更した内容について 記述する)	本業務は、「橋梁定期点検要領（令和 6 年 7 月）」に基づく点検結果を踏まえた橋梁（溝橋）診断の実施、橋梁（溝橋）管理カルテの作成・更新等を行うものとする。
履 行 期 間 （自）	令和 6 年 4 月 1 日
履 行 期 間 （至）	令和 7 年 5 月 3 0 日
変 更 前 の 契 約 金 額	2 5 , 8 1 7 , 0 0 0 円（税込み）
変 更 金 額	+ 5 4 , 3 1 8 , 0 0 0 円（税込み）
変 更 後 の 契 約 金 額	8 0 , 1 3 5 , 0 0 0 円（税込み）
変 更 理 由	1. 橋梁（定期点検）診断 現地精査の結果、橋梁管理事務所との協議により、橋梁診断の橋梁数を 1 4 2 橋増工とする。 2. 橋梁管理カルテ作成・更新 （1）定期点検検査対象橋梁の橋梁管理カルテ作成・更新 現地精査の結果、橋梁管理事務所との協議により、橋梁管理カルテ作成・更新の橋梁数を 1 4 2 橋増工とする。 （2）橋梁管理カルテ更新（様式 3 - 1、様式 3 - 3） 現地精査の結果、橋梁管理事務所との協議により、橋梁管理カルテ更新の橋梁数を 5 2 橋増工とする。 3. 公開用成果品の作成 公開用成果品の作成を追加する。 4. 情報共有システム使用料 本業務は情報共有システム活用の対象業務であるため、システム登録費及び使用料を追加する。 5. 工期 工期の変更は行わない。